

新潟市高齢者虐待防止マニュアル改訂
検討会報告書

目 次

- 1 検討会開催の目的
- 2 新潟市の現状
- 3 高齢者虐待防止マニュアル検討の流れ
- 4 高齢者虐待対応にかかる課題と現状
- 5 高齢者虐待防止マニュアル改訂にかかる検討内容
 - (1) 在宅高齢者虐待発見後の関係機関に期待される役割について
 - (2) 養護者による高齢者虐待防止支援フローチャートについて
 - (3) 養護者による高齢者虐待対応における支援様式について
 - (4) その他高齢者虐待対応の内容について
- 6 高齢者虐待防止マニュアル改訂版
 - (1) 高齢者虐待防止マニュアル改訂版の構成
 - (2) 高齢者虐待防止マニュアル改訂版の活用について
 - (3) 高齢者虐待とは（養護者による高齢者虐待の捉え方）
 - (4) 在宅高齢者虐待対応における関係機関に期待される役割について
 - (5) 養護者による高齢者虐待防止支援フローチャートについて
（高齢者虐待の対応について）
 - (6) 関係機関相談窓口・関連制度
 - (7) 養護者による高齢者虐待対応における支援様式
 - (8) （巻末）高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

平成 24 年度新潟市地域包括支援センター「高齢者虐待防止部会」構成員

氏名	所属	職種	備考
本間 良	新潟市地域包括支援センターにいつ日宝町	社会福祉士	部会代表
田邊 理美	新潟市地域包括支援センター阿賀北	社会福祉士	協議会代表
佐藤 文	新潟市地域包括支援センター木戸・大形	社会福祉士	
上村 恵子	新潟市地域包括支援センターふなえ	主任介護支援専門員	
原 直子	新潟市地域包括支援センターかめだ	社会福祉士	
生田 郁子	新潟市地域包括支援センターしろね南	社会福祉士	
鈴木 由理	新潟市地域包括支援センター坂井輪	主任介護支援専門員	
高野 朗	新潟市地域包括支援センター中之口・潟東	社会福祉士	

平成 24 年度区役所健康福祉課高齢者虐待防止マニュアル検討構成員

氏名	所属	職種	備考
松野 祐子	北区健康福祉課高齢介護係	主査	
渡辺 早苗	東区健康福祉課高齢介護係	主査	
佐藤 ゆう子	中央区健康福祉課高齢介護係	主査	
三浦 智洋	中央区健康福祉課高齢介護係	主事	
上田 文子	江南区健康福祉課高齢介護係	係長	
斉藤 千春	秋葉区健康福祉課高齢介護係	主査	
岡田 照美	南区健康福祉課高齢介護係	主査	
小林 敬子	西区健康福祉課高齢介護係	主査	
高橋 洋子	西蒲区健康福祉課高齢介護係	主査	

【事務局】

氏名	所属	職種	備考
星 正文	高齢者支援課地域支援室	室長	
星野 千恵子	高齢者支援課地域支援室	主幹	
樺沢 万葉	高齢者支援課地域支援室	主事	
小林 和子	高齢者支援課地域支援室	相談員	

1. 検討会開催の目的

平成 18 年 4 月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）は、高齢者が尊厳を保ち生きていけるように高齢者虐待の防止等に関する国の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援の措置を目的としています。

厚生労働省が実施している「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」によると平成 23 年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数は 687 件で、そのうち都道府県に報告されたのは 151 件でした。また、同年養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 25,636 件で、そのうち市町村が実態把握を行い虐待と判断した数は 16,599 件でした。

高齢者虐待は、その法律の名称にもあるように、虐待を未然に防止し、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者に対する支援にあたることが重要です。そのために、住民が高齢者虐待に関して正しい理解をもてるような地域づくりを進め、高齢者への支援に関係する機関や団体との連携・協力関係を構築する取り組みが不可欠になってきます。

高齢者虐待事件があるたびに何が虐待かを周知する必要性や、幅広い関係機関との連携支援の重要性が叫ばれる一方で、虐待の一つ一つを示す実態とその発生のメカニズム、防止に向けて支援策の検討を続けていくことは必須です。

このような状況の中、このマニュアルは、高齢者虐待に関する基本的な知識の提供や、具体的な対応の流れ、組織としての合議による支援の決定、虐待者である養護者も当事者であることから高齢者本人のみならず養護者支援も含めた家族への支援について計画性をもって行うことなど、虐待が疑いの段階から迅速に組織で対応し、「高齢者の人権が護られ、虐待現象が解消し、高齢者本人と養護者の生活が安定した状態」となる「終結」を目指したものとするため、従来のマニュアル（平成 19 年 6 月作成）を充実させるために検討会を開催しました。

2. 新潟市の現状

新潟市の高齢者人口は、平成 23 年 10 月 1 日現在で 189,942 人、高齢化率 23,4% となっており、これら高齢者人口の増加や高齢化率の上昇が続く中、着実に高齢化が進行しています。

また、本市において独自に行った人口推計では、団塊の世代が高齢期を迎える平成 24 年度以降はより高齢化が進み、平成 26 年度においては高齢者人口で約 21 万人、高齢化率は 26,0% に達する見込みです。

本市の総人口・高齢者人口などの将来推移

(単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総人口	812,631	812,783	812,034	812,223	811,641	812,198	810,595	808,693	806,504
65歳以上人口計	171,846	176,644	181,071	185,781	188,234	189,942	196,870	202,936	209,697
（前期高齢者数）	89,613	90,927	91,799	93,496	92,902	90,948	95,444	99,281	104,741
（後期高齢者数）	82,233	85,717	89,272	92,285	95,332	98,994	101,426	103,655	104,956
高齢化率	21.1%	21.7%	22.3%	22.9%	23.2%	23.4%	24.3%	25.1%	26.0%

※各年 10 月 1 日現在。

※H18 から H23 は推計人口の実績値であり、H24 以降は本市において独自に推計した数値。

介護保険の認定者数は、介護保険制度施行以来、年々増加を続けています。近年では、年 1,500 人前後のペースで増加しており、平成 23 年 10 月 1 日現在で 34,365 人となっています。また、高齢者人口に占める介護認定者の割合（認定率）も上昇を続けており、同日現在で 18% を越えています。

新潟市では、平成 17 年度から高齢者虐待の防止に関する事業に取り組んでいます。平成 18 年には、高齢者虐待に関して専門知識を有する高齢者虐待相談員を配置し、地域包括支援センターなどの窓口機関を支援しています。

また、地域包括支援センターや区役所の担当職員に対しての研修会や関係機関との連携を構築するために高齢者虐待防止連絡協議会を開催しています。

厚生労働省が高齢者虐待防止法に基づいて全国の市町村等において行った、高齢者虐待についての対応状況等を把握するための調査について、本市の結果の概要は以下のとおりです。

高齢者虐待に関する相談 虐待種別（経年）

年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
新規実件数		132	118	98	99	106	134
養護者による虐待の種類と内訳（重複あり）	身体的虐待	102	89	63	64	69	96
	心理的虐待	57	47	46	60	54	78
	性的虐待	0	0	0	0	0	0
	経済的虐待	38	24	13	18	27	16
	放置・放任	22	20	31	25	14	23
養介護従事者等による虐待		0	0	0	0	0	0

高齢者虐待の相談・通報者（経年）

年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護支援専門員・介護保険事業所職員		60	70	48	59	86	83
近隣住民・知人		6	6	11	4	3	4
民生委員		13	10	15	13	9	6
被虐待者本人		15	12	12	10	5	20
家族・親族		20	13	18	13	18	24
虐待者自身		0	1	1	3	0	2
行政職員		5	2	3	4	4	4
警察		11	10	16	44	27	51
その他		4	6	5	7	4	7
不明（匿名含む）		7	0	1	0	0	0

※重複あり

※その他：病院ソーシャルワーカー、開業医等

被虐待者の介護認定の有無（経年）

年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
未申請		37	17	24	26	25	33
申請中		0	3	1	3	4	4
認定済み		93	87	64	56	78	89
認定非該当		1	13	12	14	1	8
不明		7	1	0	0	0	0

被虐待者の要介護度（経年）

年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
要支援1		2	3	1	4	8	6
要支援2		10	3	10	3	11	7
要介護1		21	24	10	13	17	22
要介護2		12	18	18	15	14	18
要介護3		20	21	11	9	14	18
要介護4		20	15	10	10	10	12
要介護5		8	3	4	2	4	6

虐待への対応策としての分離の有無（経年）

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	44	23	22	34	43	35
被虐待者と虐待者を分離していない事例	88	77	72	61	53	93
被虐待者が複数で異なる対応（分離と非分離）を行った事例	0	2	0	0	0	0
現在対応について検討・調整中の事例	0	16	1	2	8	4
その他	0	0	3	3	3	2

虐待の発生に影響を与えたとと思われる要因（経年）

年度	本人と虐待者の人間関係	虐待者の精神疾患などの問題	虐待者の経済的問題	虐待者の虐待認識がない	虐待者の介護疲れ	高齢者本人の性格や人格	高齢者本人の経済的問題	高齢者本人の認知症による言動の混乱	その他
23年	44	23	22	34	43	35			

※その他：虐待者の体調不良、高齢者自身が精神疾患などの問題を抱えている、介護サービスにおける不満等。

相談の内容は、「高齢者の身体に不自然なアザや傷がある」「高齢者を怒鳴っている声がする」「お金を出せと脅かされる」など様々です。

虐待の背景は複雑であり、介護者ばかりを責められないさまざまな背景があります。

たとえば、介護者自身が高齢で、病気や障害で悩んでいたりと、お互いの関係が悪いにも関わらず、やむを得ない状況で介護を引き受けていたり、経済的困窮があるなどです。核家族化や家族構成の変化などによって家庭における介護力が低下し、一人きりで介護を引き受けて苦しんでいる例もあります。

このような状況の下、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、養護者の支援を行いその負担の軽減を図ることとしています。

高齢者虐待を防止し、養護者を支援するためにどのような体制が必要か、具体的な通報等があったときにどのような流れで対応すべきかなどの体制を確立し、地域資源も活用しながら高齢者の方の尊厳が尊重される社会の実現に向けて必要な取り組みを進めていくことが重要です。

3. 高齢者虐待防止マニュアル検討の流れ

(1) 平成23年度高齢者虐待防止マニュアル検討会 全3回開催

①第1回 平成23年6月22日(水)

内 容：高齢者虐待防止マニュアル(H19,6)にそった高齢者虐待対応の確認
各区の高齢者虐待対応の現状、情報交換

メンバー：区役所健康福祉課高齢介護係、高齢者支援課地域支援室

②第2回 平成24年2月3日(金)

内 容：各区の高齢者虐待対応における課題・提案のとりまとめ
支援フローチャート及び支援様式案の検討

メンバー：区役所健康福祉課高齢介護係、高齢者支援課地域支援室

③第3回 平成24年3月15日(木)

内 容：支援フローチャート、関係機関に期待される役割について
支援様式案の検討

メンバー：区役所健康福祉課高齢介護係、高齢者支援課地域支援室

(2) 平成24年度新潟市地域包括支援センター高齢者虐待防止部会 全5回開催

①第1回 平成24年6月4日(月)

内 容：平成23年度検討した支援フローチャート、関係機関に期待される役
割について及び支援様式案の説明

地域包括支援センターにおける高齢者虐待対応の現状の情報交換

メンバー：地域包括支援センター高齢者虐待防止部会構成員

高齢者支援課地域支援室

②第2回 平成24年8月29日(水)

内 容：各地域包括支援センターからの高齢者虐待防止マニュアル改訂案にか
かる提案シートをもとに高齢者虐待防止マニュアル平成24年8月(改
訂版素案)の検討

メンバー：地域包括支援センター高齢者虐待防止部会構成員

高齢者支援課地域支援室

③第3回 平成24年10月23日(火)

内 容：高齢者虐待防止マニュアル平成24年10月(改定版素案)の検討

・関係機関に期待される役割について

・支援フローチャートの確認

・緊急一時避難、やむを得ない措置の手順について

メンバー：地域包括支援センター高齢者虐待防止部会構成員

区役所健康福祉課高齢介護係、高齢者支援課地域支援室

④第4回 平成24年12月25日(月)

内 容：高齢者虐待防止マニュアル平成24年12月(改定版素案)の検討
・支援様式類(様式1～4)の検討

メンバー：地域包括支援センター高齢者虐待防止部会構成員
区役所健康福祉課高齢介護係、高齢者支援課地域支援室

⑤第5回 平成25年1月30日(水)

内 容：高齢者虐待防止マニュアル平成24年12月(改定版素案)の検討
・支援様式(様式4)の決裁欄について
・セルフネグレクト(自己放任)について
・個人情報、プライバシーへの配慮について

メンバー：地域包括支援センター高齢者虐待防止部会構成員
区役所健康福祉課高齢介護係、高齢者支援課地域支援室

4. 高齢者虐待対応にかかる現状と課題

(1) 相談・通報

- ・虐待かどうか判断しがたい事例について、受付票に虐待かどうか疑いの状況について詳しく記載する項目が必要。
- ・支援をする上で養護者と捉えるべきかどうか迷う。
- ・様式1(高齢者虐待受付票H19.6)では、受け付け時点での支援方針を立てていくことになっているが区役所や地域包括支援センターで協議をする必要がある。

(2) 情報収集・共有

- ・情報収集ミーティングと緊急度判定会議を同時開催している場合が多く、その時点で今後の対応について決定していることが多い。
- ・支援の役割分担について現在の様式3では目標や支援方針について具体的な記載ができない。

(3) 初期調査

- ・受け付け時の情報収集を踏まえて訪問・面談し高齢者のおかれている生活状況を把握している。
- ・様式2(高齢者虐待初期調査票H19.6)では養護者の状況を記載する項目が少ない。
- ・情報収集ミーティングの際に受付時点で知り得た情報を様式2(高齢者虐待初期調査票H19.6)へ記載し、その後に訪問・面談を行う場合もある。

(4) 緊急度・支援方針・役割分担決定

- ・リスク判定会議での低リスク・中リスクの判定に迷うことがある。
- ・支援方針、目標設定を行う上でその期限を設定すると次回のモニタリング時に目標が立てやすくなる。
- ・受付時の情報と初期調査で収集した情報をもとに介護支援専門員等の関係者を含めリスク判定会を開催している。
- ・様式では、各機関がどのような対応を行ったか時系列に記載できる様式にするなどどのような対応を行ったか把握しやすい。

(5) 支援の評価・再検討・再発防止

- ・支援の方針、目標を設定すると同時に評価日を設け、達成状況、困難な状況を明確にしていく必要がある。
- ・ケースについてリスクの再検討や終結について、ケースの支援方針にそって評価していく必要がある。
- ・養護者支援を必要に応じて適切に実施し虐待の終結に向かう必要がある。

(6) 終結段階

- ・高齢者にとって安心した生活や周囲からの見守りや環境が整備されるように評価会議の中で共有すべき。
- ・評価を行う際に様式の中に今後の方向性や結果を記載できるように工夫が必要。

5. 高齢者虐待防止マニュアル改訂にかかる検討内容

(1) 在宅高齢者虐待発見後の関係機関に期待される役割について

【検討会・部会での検討内容】

- ・地域保健福祉担当も関わるので関係機関の役割として記載すべき。
- ・事例を分析し評価すること（アセスメント）について地域包括支援センター、地域保健福祉センター、区役所健康福祉課（高齢介護係）、高齢者支援課の役割を整理して記載すべき。
- ・居宅介護支援事業者は、介護保険サービス事業所のみでなく民生委員や地域住民といった地域からの情報提供という考えを入れるべき。また、虐待や虐待が疑われる状況を発見した場合に相談・通報する役割があることを入れる。
- ・高齢者虐待対応専門職チームを依頼するための方法について記載すべき。
- ・適切な権限行使について区役所健康福祉課（高齢介護係）と高齢者支援課の役割を整理して記載すべき。

(2) 養護者による高齢者虐待防止支援フローチャートについて

【検討会・部会での検討内容】

- ・虐待対応ケース会議においては、原則係長が出席とした方が現状に即している。
- ・高齢者虐待対応ケース会議において誰が主催するか、記録をどこがとるかについてもフローチャート上に記載があるとよい。
- ・高齢者虐待対応ケース会議において、関係者間でケース対応への認識の共有が必要。
- ・緊急性の判断を行うための会議を高齢者虐待対応ケース会議とし、緊急対応が必要とされる場合には会議に健康福祉課長が出席とする。

(3) 高齢者虐待対応にかかる支援様式類について

【検討会・部会での検討内容】

- ・支援様式類では支援計画立てた後の評価を記載するように評価様式があるとよい。
- ・様式1の受付機関の中で協議を終了とせず、情報共有・協議の場で各機関と協議した後の相談終了とした方がよい。
- ・様式4の評価日についてケースによるが次回評価日についておおよその目安があるとよい。
- ・様式4の会議目的は選択肢で記載できるようにし、基本情報については変更点を記載できるようにした方がよい。
- ・様式4の虐待の有無の判断、緊急性の判断、対応内容などを検討内容としてまとめるとよい。

(4) その他高齢者虐待対応について

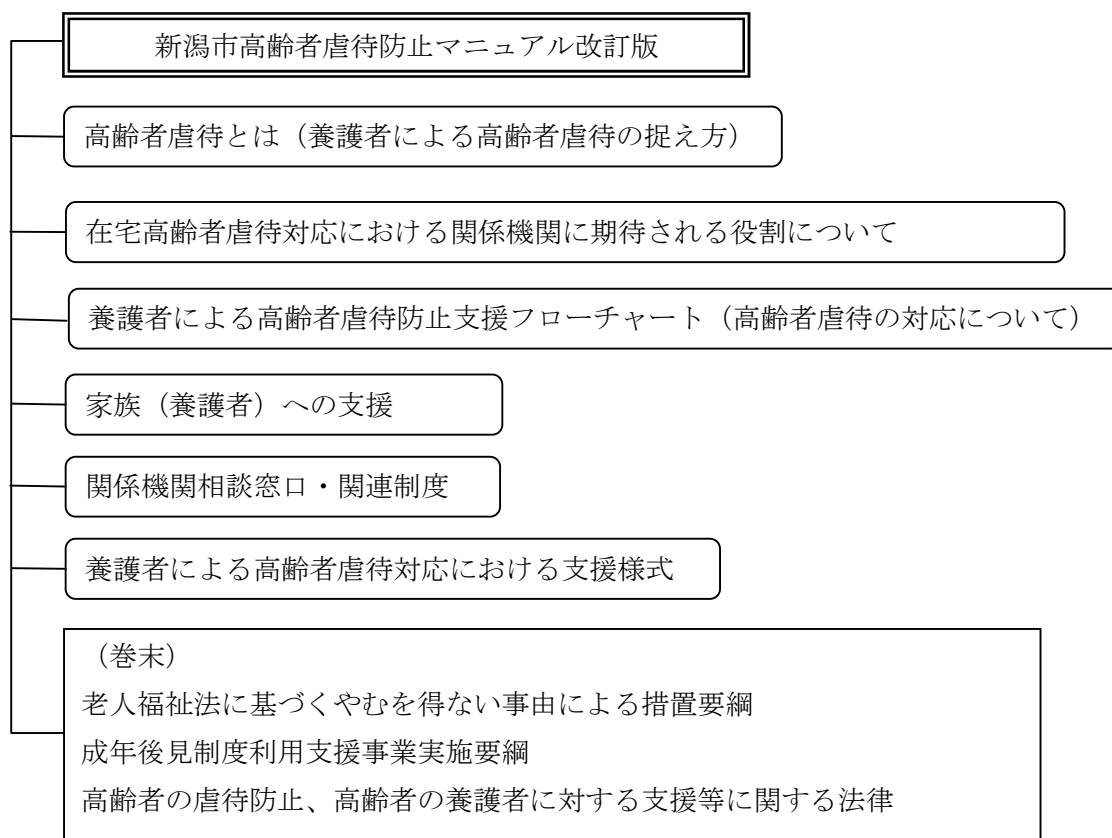
【検討会・部会での検討内容】

- ・休日、夜間の対応についての役割を掲載するべき。
- ・緊急一時保護の対象者やむを得ない事由による措置の手順についての記載があるとよい。
- ・セルフネグレクト（自己放任）への対応について、現状も困難ケースとして対応しているが高齢者虐待防止法の取り扱いに準じてという表記でよいか。
- ・個人情報、プライバシーへの配慮について通報者に対する支援経過の報告について見守りの協力をお願いするためにどの範囲まで個人情報を伝えるべきか。

6. 高齢者虐待防止マニュアル改訂版

(1) 高齢者虐待防止マニュアル改訂版の構成

高齢者虐待防止マニュアル改訂版は、高齢者虐待防止に関わる広範囲な支援者の方々が活用するために、従来のマニュアル（平成19年6月作成）を改訂し、以下の構成となっています。



(2) 高齢者虐待防止マニュアル改訂版

このマニュアルは高齢者虐待を防止し、養護者を支援するためにどのような体制が必要か、具体的な通報等があったときにどのように対応すべきか業務を進める上での流れを確認するために活用します。

① 高齢者虐待とは

P 1～4

本項目は、高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害された状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることと捉えた上で、具体例をあげて虐待が疑われる内容について確認するために活用します。

- ・ 高齢者虐待防止法による虐待の区分と内容、具体例
- ・ セルフネグレクト（自己放任）への適切な対応の必要性
- ・ 高齢者虐待における養護者、高齢者の捉え方

②在宅高齢者虐待対応における関係機関に期待される役割について P 5～6

本項目は、複雑な背景がある高齢者虐待について地域の各関係機関が専門性を活かし虐待の早期発見に努めるとともに高齢者の保護のための施策に協力する際の役割を確認するために活用します。

また、虐待対応に大きな役割が求められる行政や地域包括援センターがそれぞれの役割について通報から対応までにおける具体的な役割を確認するために活用します。

③養護者による高齢者虐待対応フローチャート（高齢者虐待の対応について）P 7～25

本項目は、虐待対応を大きく3項目に分けて対応の流れを示しています。

「初動期段階」、「対応段階」、「終結段階」として通報・相談・届出の受付から始まり終結に至るまでの流れを確認するために活用します。また、各段階における対応の詳細についてまとめました。

- ・「相談、通報、届出の受付」について、確実な情報を得るための工夫点。休日・時間外の対応。
- ・「情報共有・協議」について、区役所と地域包括支援センターで初動期対応を速やかに行うために電話等の方法を用いる。
- ・「事実確認」について、訪問調査を実施する際の留意事項及び緊急性が高いと予測される状況について確認。介入拒否の場合の対応についての検討。
- ・「高齢者虐待対応ケース会議」は、主に地域包括支援センターが中心となって開催し緊急性の有無を判断し、支援計画を立てた上で支援を実施。
- ・「支援の実施」について、緊急性が高い場合と緊急性はないが介入が必要又は情報が不足する場合の支援の具体的方法。
- ・「やむを得ない事由による措置」について、やむを得ない事由における措置が求められる状況の確認及び、やむを得ない事由による措置を実施した後の支援の必要性和解除の判断と契約への移行。
- ・「立入調査」について、立入調査が必要と判断される状況についての確認。
立入調査の執行手順及びポイントを整理。
必要時、警察に対する援助要請についての方法や依頼様式。
- ・「高齢者虐待対応ケース評価会議」にて、支援の経過・評価・援助方針・内容・役割分担の確認を実施。（モニタリング）
- ・「虐待対応の終結」において、終結に向けて設定した目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項。
虐待状況の発生要因解消の確認と必要に応じて関係機関への関与の引き継ぎや権利擁護対応。

④家族（養護者）への支援

P 2 6 ~ 2 8

本項目は、高齢者虐待の防止高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第14条にある養護者の支援についてまとめています。

- ・ 家族（養護者）支援の意義
- ・ 家族（養護者）支援にあたってのポイント

⑤個人情報・プライバシーへの配慮

P 2 9 ~ 3 0

本項目は、高齢者虐待対応における個人情報を含む高齢者本人や家族の情報を個人情報保護の観点から取り扱いに十分配慮し、支援を適切に進めていくことについてまとめています。

- ・ 個人情報保護法、高齢者虐待防止法で示された利用の制限等
- ・ 個人情報保護法の例外規定

⑥関係機関相談窓口・関連制度

P 3 1 ~ 4 0

本項目は、高齢者虐待対応において必要な制度や関連相談窓口を確認するために活用します。

- ・ 成年後見制度、成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業について
- ・ DV相談窓口、権利擁護相談窓口（高齢者虐待対応専門職チーム・新潟市成年後見支援センター）、警察署の管轄エリア、精神疾患等の相談窓口
- ・ 地域包括支援センター、市役所、区役所、新潟市あんしん相談センターの相談窓口一覧、高齢者用住宅等一覧
- ・ 精神保健及び精神障害福祉に関する法律、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・ 警察による指導、警告、検挙

⑦養護者による高齢者虐待対応における支援様式

P 4 1 ~ 5 3

本項目は、高齢者虐待への対応を行う上で、各支援段階における高齢者や養護者の状況について主に区役所、地域包括支援センター、市役所が共有し支援の方向性や今後の課題について整理、記録していくために活用します。

- ・ 様式1 相談、通報、届出受付票／情報共有協議票

受付票について相談、通報があった際に虐待が疑われる状況についてできるだけ詳細・正確に聞き取り、組織内で共有する際に活用します。

受付時における虐待の可能性、初回相談における緊急性、虐待対応に必要な情報収集、事実確認の方法と役割分担、事実確認時のリスクなどについて協議します。

- ・ 様式2 事実確認票／事実確認シート

区役所、地域包括支援センターで連携・協力して高齢者の安全及び虐待の疑いについて虐待の有無や緊急性の判断は明確な根拠に基づいて行うために活用します。

- ・様式3 アセスメント要約票（本人）／（養護者）
事実確認に基づいた情報を整理し高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズを明確にし、虐待発生リスクを探りそれらの相互の関係性を整理・分析するために活用します。
- ・様式4 高齢者虐待対応ケース会議録／支援計画書・ケース評価会議録
事実確認、アセスメントの結果から虐待の有無、緊急性の判断、対応内容について検討し、支援計画を作成します。
支援計画に即して虐待発生リスク状況、高齢者本人、養護者の意向や状況について評価する際に活用します。
- ・経過記録
支援を実施していく中で、関係者でのやりとり、本人、養護者とのやりとりの際に随時活用します。
- ・高齢者虐待事案報告書
警察が通報を受けたケースは「高齢者虐待事案通報票」として区役所へ届くので、それに対する報告様式として活用します。

⑧ 巻末資料

- ・老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱
- ・成年後見制度利用支援事業実施要綱
- ・高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律